



防災アドバイザー 派遣事業



事業内容

地域の防災力を高めるため、町会・自治会及び中高層マンション等を対象に、防災アドバイザーを派遣し、防災訓練等の企画提案や運営のサポートを行います！



派遣対象

- (1) 区民防災組織
- (2) 区内の中高層共同住宅等（裏面参照）の管理団体
- (3) その他区長が認めた団体

※ 1団体あたり同一年度に1回まで派遣します。

訓練メニュー例

防災講話 座学 防災まち歩き 地域防災マップの作成
防災スタンプラリー 安否確認訓練
備蓄資機材等の組立て訓練 発災時の身の守り方訓練
要配慮者の避難支援訓練 避難所運営ゲーム
非常食の試食体験 応急手当訓練

など、選べるメニューが盛りだくさん！

※訓練内容は実施前の事前協議を経て決定します。



問合せ先

文京区危機管理室防災課 03-5803-1745（直通）

中高層共同住宅等とは

文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱（56文健管発第292号）第2条第1項第2号の表（下記の表）の用途地域の区分に応じ、同表の規模の欄に掲げる規模の建築物のうち共同住宅等であるもの

| 用途地域 | 規模 |
|---------|------------------------------------|
| 商業地域 | 敷地面積500平方メートル以上又は延べ面積2,000平方メートル以上 |
| 近隣商業地域 | 敷地面積500平方メートル以上又は延べ面積1,500平方メートル以上 |
| 上記以外の地域 | 敷地面積400平方メートル以上又は延べ面積1,000平方メートル以上 |

手続きの流れ

※書類は防災課窓口にご提出（郵送・持参）ください。

申請

派遣申請書を提出する。

※派遣を希望する場合は、事前に防災課までご相談ください。

事前
協議

派遣決定後、防災訓練について事前協議を行う。

※事前協議は3回まで可能

※1回あたり3時間が上限

訓練

防災訓練を実施する。

※防災アドバイザー派遣に要する費用は、区が予算の範囲内で負担します。